

ID: 80

担当部署: 保健課

処分の概要	特別の設備等の承認		
例規名 根拠条項	八頭町総合福祉施設多目的広場条例施行規則 第6条		
例規番号	平成17年規則第65号		
<p>【根拠条文】 (特別の設備の承認) 第6条 利用者は、多目的広場の利用のため特別の設備又は備付以外の器具を持ち込み使用するときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日